

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 北陽  
大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月4日～令和8年2月3日（5ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

### 3 指名停止理由

株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項に基づく指示処分及び建設業法第28条第3項及び第5項に基づく25日間の営業停止処分を受けた。

- (1) 主任技術者の配置義務違反及び経営事項審査の虚偽申請（指示処分）  
(2) 主任技術者の配置義務違反、一括下請負及び経営事項審査の虚偽申請（25日間の営業停止処分）

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内